

# 生活復興支援資金貸付のご案内

～被災者の皆様へ～



## ◆生活復興支援資金とは・・・

生活復興支援資金は、東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。

## ◆どこに相談すればいい？

ご相談・お申込などの相談窓口は、お住まいの地域の社会福祉協議会（社協）になります。家族（世帯）で、ご利用の目的・内容・将来の返済について相談していきます。

## ◆まずはコールセンターにお気軽に問合せ下さい。

受付時間 月曜日～金曜日（平日）9：00～17：00まで ※土日祝日休み

**お問合せ先：0570-068-001**

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

## ◆個人情報の取扱いについて

宮城県社会福祉協議会では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報保護規程」を定め、「生活福祉資金貸付事業における個人情報の取扱いについて」を運用し、個人情報の保護に努めています。

## 貸付対象世帯について ※次の3つの要件全てに該当する世帯が対象になります。

### (1) 東日本大震災により被災した世帯（下記①②のいずれか）

#### ①「り災証明書」「被災証明書」のいずれかの交付を受けた世帯

（震災には、平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震、平成23年3月16日に静岡県で発生した地震も含む）

#### ②震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯

### (2) 震災前まで生計を維持していた低所得世帯（震災により収入が減収した世帯を含む）

※「低所得世帯」とは、震災前の世帯の収入の合計が下表の金額以下、または震災後の収入が一定基準以下の世帯のことです。

（概ね市町村民税非課税程度の世帯も含む）

※世帯収入（月収）の目安

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人
世帯全員の収入	139,000円	215,000円	292,000円	350,000円	398,000円

### (3) 宮城県内に住居があるか、または今後当面の間、宮城県内に居住して生活復興に向けた取組みを行う世帯

## 貸付について

### ◆世帯単位の貸付制度で、民生委員に世帯を見守っていただきます。

※住民票上の世帯分離をしている場合でも、同居している場合は同一世帯とします。

※世帯員が、別れて居住している場合でも、生計状況から判断によっては同一世帯とみなします。

※生活福祉資金制度が創設されたきっかけは民生委員の運動によるもので、世帯と社会福祉協議会を結ぶパイプ役をしています。

### ◆生活復興に取り組む、本会及び関係機関（お住まいの地域の社会福祉協議会や民生委員など）から、申請～貸付～償還完了までの継続的支援を受けることに同意をしていただきます（世帯状況の報告義務もあります）。

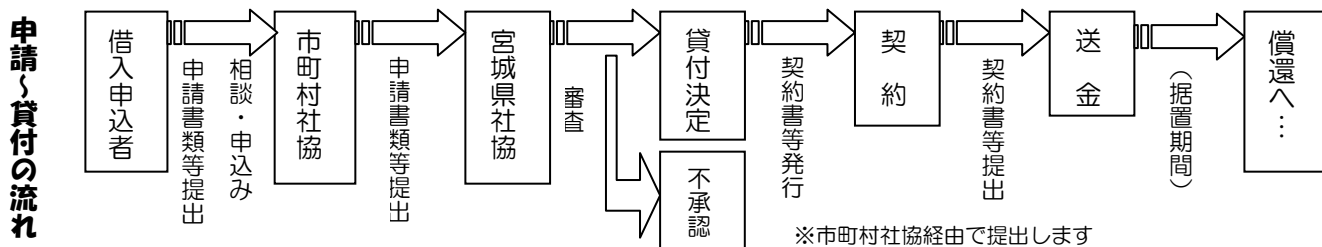
### ◆借入申込者は、「世帯の生計中心者」とします。原則20歳以上であり、契約締結が可能な状態の方で、生活再建後に就労収入等により償還が見込めることが必要です。

※震災により、生計中心者が亡くなられた場合は、今後、世帯の生計中心者となる方とします。

### ◆他の受給制度や、貸付制度の活用が優先されます。

### ◆必ず償還（返済）が必要です。審査により、貸付については希望通りにならない場合があります。

### ◆資金交付後に、領収書等を提出いただき、資金用途の確認を行います。虚偽の申請や不正な手段により貸付けを受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただく場合もあります。



### ◆暴力団員であるものが属する世帯は借入申込ができません。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定される暴力団員のことです。

### ◆生活福祉資金の連帯保証人である場合は、借入申込者になることができません。

### ◆すでに生活福祉資金を借入れて滞納している場合は、借入申込できません。

### ◆債務整理相談中、申請中、及び和解契約後の返済完了や免責決定していない世帯は借入申込できません。

### ◆負債の借り換えには利用できません。

## 生活復興支援資金の内容①（費目別）



### （１）一時生活支援費（生活の復興の際に必要な当面の生活費）

- ◆貸付限度額 月額20万円以内の必要額（単身世帯は15万円以内の必要額）
- ◆貸付方法 分割交付6か月以内（3か月以内とする場合有）

※「り災証明書」の提出が必要です。

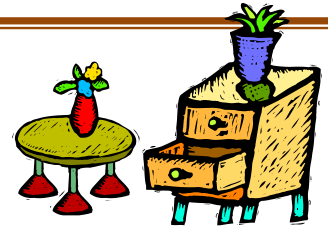
※震災を受けたことで、市町村（行政）が「り災証明書」を発行出来ない場合は、「り災届出証明書」にて、確かに証明書交付されることが分かれば、貸付期間3か月以内で申請出来ます。証明書交付後は、「り災証明書」を追加提出していただきます。

※生活保護申請予定、受給世帯は対象外です。

※失業給付や公的年金の受給資格有、受給中、及び訓練・生活支援給付申請予定、受給中の場合は対象外です。

### （２）生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）

- ◆貸付限度額 80万円以内の必要額
- ◆貸付方法 一括交付



※「り災証明書」か「被災証明書」の提出が必要です。

※保有していた自動車が被災により損壊し、生活再建に必要な場合は、貸付額限度額の範囲内で自動車購入費を対象とします。

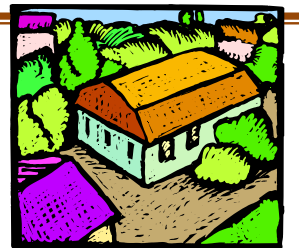
※仮設住宅などに入居する世帯は、日本赤十字社からの生活家電の寄贈状況を確認します。

※生活保護申請予定、受給世帯は、福祉事務所ケースワーカーと事前に相談を行い、福祉事務所の了解を得て下さい（福祉事務所には、福祉事務所長調査意見書等を求めます）。

※貸付が決定される前に契約済及び支払済の場合は対象外です。

### （３）住宅補修費（住宅補修等に必要な費用）

- ◆貸付限度額 250万円以内の必要額
- ◆貸付方法 一括交付



※「り災証明書」の提出が必要です。状況によって住宅等の現地確認を行います。

※震災発生時に、宮城県内で被災し、居住していた住居が宮城県内である場合に申請可能です。

※市町村（行政）で実施している「災害援護資金」を未申請の世帯は、原則対象となりません。申請及び利用の有無を、「災害援護資金」貸付決定や不決定の通知で確認します。

※生活保護申請予定、受給世帯は、福祉事務所ケースワーカーと事前に相談を行い、福祉事務所の了解を得て下さい（福祉事務所には、福祉事務所長調査意見書等を求めます）。

※全壊に伴う建替えや、貸付が決定される前に契約済及び支払済の場合は対象外です。

※賃貸物件の補修は、原則として対象外です。

## 生活復興支援資金の内容②（共通）

- ◆連帯保証人 原則として連帯保証人1名が必要。立てられない場合は有利子での貸付可。

※借入申込者と別世帯で、市町村民税課税世帯の原則宮城県内在住の方（要件を満たす人がいない場合は要相談）

- ◆貸付利子 連帯保証人を立てた場合は無利子、立てられない場合は年1.5%の有利子。

- ◆延滞利子 償還期間終了後 年10.75%

- ◆償還期間 貸付後2年以内の据置期間を経て、償還期間20年以内で返済。

※据置期間は利子がかかりません。一時生活支援費が決定した場合は貸付終了の翌月から、据置期間が始まります。

※貸付金額により、返済期間の目安があります。審査によって貸付金額や返済期間が決定されます。